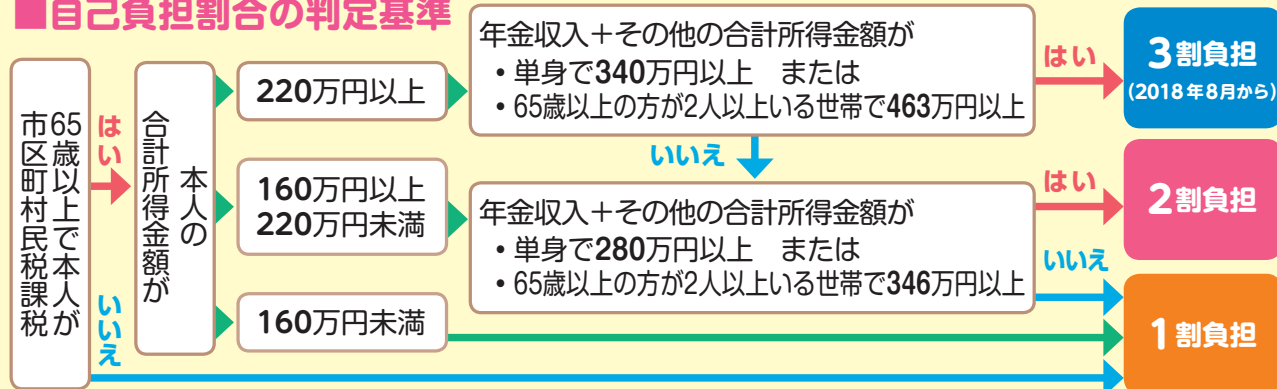


自己負担割合と負担限度額

介護保険のサービスを利用したときは、原則として利用料の1～3割を支払います。自己負担が重くなったときや、所得の低い方には負担を軽減するしくみもあります。

変更ポイント 介護保険サービスの自己負担が2割の方のうち、特に所得の高い方は負担割合が3割になります。(2018年8月から)

■自己負担割合の判定基準



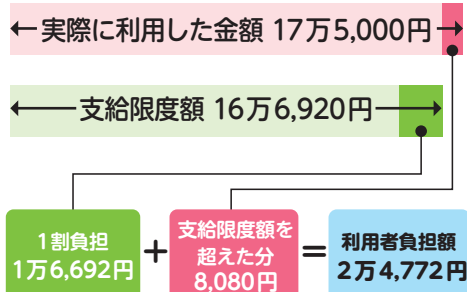
● 介護保険サービスは1～3割の自己負担で利用できます

介護保険のサービスは、利用料の1～3割を支払うことで利用できますが、要介護度ごとに1カ月に1～3割負担で利用できる金額に上限(支給限度額)が設けられています(下表)。限度額を超えてサービスを利用した分は全額自己負担になります。

■サービスの支給限度額(1カ月)のめやす

要介護度	支給限度額	自己負担(1割)	自己負担(2割)	自己負担(3割)
事業対象者	5万 30円	5,003円	1万 6円	1万5,009円
要支援1	5万 30円	5,003円	1万 6円	1万5,009円
要支援2	10万4,730円	1万 473円	2万 946円	3万1,419円
要介護1	16万6,920円	1万6,692円	3万3,384円	5万 76円
要介護2	19万6,160円	1万9,616円	3万9,232円	5万8,848円
要介護3	26万9,310円	2万6,931円	5万3,862円	8万 793円
要介護4	30万8,060円	3万 806円	6万1,612円	9万2,418円
要介護5	36万 650円	3万6,065円	7万2,130円	10万8,195円

例 要介護1(1割負担)の方が、17万5,000円分のサービスを利用した場合の自己負担額は



■支給限度額に含まれないサービス

- ・ 特定福祉用具購入
- ・ 居宅介護住宅改修
- ・ 居宅療養管理指導
- ・ 特定施設入居者生活介護 (外部サービス利用型、短期利用を除く)
- ・ 地域密着型特定施設入居者生活介護 (短期利用を除く)
- ・ 認知症対応型共同生活介護 (短期利用を除く)
- ・ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- ・ 介護保険施設に入所して利用するサービス
- ※ 介護予防サービスについても同様です。